

第4節 行財政改革推進課

〔総括概要〕

行財政改革推進課の主な分掌事務は、行財政改革、指定管理者制度、公共施設の集約化及び再配置等について、庁内の調整を図る業務である。

行財政改革については、平成29年度に策定した第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づき、実施計画の進捗管理に努め、行財政の健全化に向けた取組みを行った。また、市民の利便性の向上及び行政手続きの簡素化を図るため、令和3年5月1日から原則として申請書等への押印を要しないこととした。さらに、本市の補助金等は終期が設定されていないものが多く、漫然と交付が続く傾向にあることから、補助金制度を見直す機会を設けるため、原則として全ての補助金等に終期を設定した。

指定管理者制度については、栃木市大平児童館の指定管理者の指定に当たり、栃木市指定管理者選定委員会に諮問し、候補者（案）の選定を行った。また、全ての制度導入施設について管理状況評価を行った。

公共施設の再編については、各地に分散している書庫・倉庫等の集約化を図るため、未利用となっていた旧寺尾南小学校を書庫・倉庫として活用する方針を定め、令和4年度からの供用開始に向けて必要となる事務手続きを進めた。また、各施設所管課と協議し、令和3年度分の施設カルテを取りまとめ、今後の施設の方向性を定めた。

未利用公共施設の処分については、迅速かつ効率的な未利用公共施設処分の推進を図るため、処分に係る基本方針及び処分過程や処分方針決定に係る判断基準、業務フロー等を定めた未利用公共施設処分指針を策定した。

行財政改革推進係

1 行財政改革

平成29年度に策定した第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づき、実施計画の進捗管理に努めた。

なお、栃木市市民会議が次のとおり開催され、行政改革大綱・財政自立計画に対する意見書が提出された。

- ・総合計画部会 7月27日（火）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第2回及び第3回の部会
は中止し、書面により意見調整を行った。

- ・全体会 書面会議

2 指定管理者制度

(1) 指定管理者選定委員会の開催

開催日	内 容
-----	-----

6月25日（金）	管理状況評価
書面会議にて開催	指定管理者選定書面ヒアリング、候補者（案）の選定

(2) 選定委員会による管理状況評価（3次評価）を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称	評価
1	栃木市斎場	宮本工業所・五輪グループ	A
2	栃木市大平地域福祉センター （ふるさとふれあい館）	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	B
3	栃木市藤岡地域活動支援センター	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	B
4	栃木市都賀地域活動支援センター	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	B
5	栃木市大平児童館	学校法人しずわでら学園	B

※評価はA・B・C・Dの4段階評価

※上記施設以外は、指定管理者による自己評価（第1次評価）及び施設所管課による評価（第2次評価）を実施

(3) 公募により選定を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称
1	栃木市大平児童館	学校法人しずわでら学園

(4) 公募外により選定を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称
1	栃木市斎場	宮本工業所・五輪グループ
2	栃木市大平地域福祉センター （ふるさとふれあい館）	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会
3	栃木市藤岡地域活動支援センター	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会
4	栃木市都賀地域活動支援センター	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

3 補助金等の終期の設定

補助金等の目的、効果、妥当性等を検証し、補助金制度を見直す機会を設けるため、終期が設定されていない補助金等に終期を設定した。

区 分	終 期	件 数	R3 予算額
すぐに廃止する補助金等	令和4年3月31日	26件	3,751千円
猶予期間を設け廃止する補助金等	令和5年3月31日	8件	4,670千円
継続する補助金等	令和6年3月31日	259件	2,017,836千円

（参考） 既に終期が設定されている補助金等 27件 579,329千円
 交付要綱のない補助金等（下水道事業会計補助金等） 6件 2,167,972千円
 終期を設定しない補助金等（条例等で規定されているもの等） 16件 231,515千円
 補助金等全体（令和3年8月末現在） 342件 5,005,073千円

公共施設再編係

1 公共施設のあり方ガイドライン（公共施設等総合管理計画）の改訂

総務省より、公共施設等総合管理計画への掲載必須事項等が示され、令和3年度中の改訂要請があったため、必要な改訂を行うとともに、脱炭素化に係る方針の追加記載等所要の改訂を行った。

2 栃木市公共施設適正配置計画関係

(1) 栃木市公共施設適正配置計画推進会議

公共施設適正配置計画に定める取組みの実施等について、庁内の合意形成を図るための協議を行った。

開催日	主な内容
11月25日（木）	<ul style="list-style-type: none">・施設カルテについて・取組状況等について・公共施設再編方針に係る協議について・未利用公共施設処分指針の策定について
3月8日（火）	<ul style="list-style-type: none">・公共施設のあり方ガイドラインの改訂について

(2) 施設カルテの作成

市内の全ての公共施設（708施設）について、利用状況等を取りまとめた施設カルテを作成し、ホームページで公表した。

3 未利用公共施設処分指針の策定

未利用公共施設の処分に係る基本方針及び処分過程や処分方針決定に係る判断基準、業務フロー等を庁内で共有し、迅速かつ効率的な未利用公共施設処分を図るため、未利用公共施設処分指針を策定した。

4 未利用公共施設の処分推進

未利用施設の処分推進を図るため、関係課との協議を行った。

旧寺尾南小学校については、令和4年度から書庫・倉庫として活用することとし、配置計画を作成するとともに、建築基準法に基づく用途変更手続きを行った。

旧国府地区公民館については、建物解体撤去条件付き一般競争入札に付するため、アスベスト調査及び不動産鑑定を行った。

5 公共施設整備等基金の設置

公共施設の再編、適正配置、長寿命化、老朽化対策等を推進するため、既存の「土地開発基金」及び「土地総合調整基金」を廃止し、公共施設の整備に係る土地の取得及び施設の新築・改修等に必要な財源となる「公共施設整備等基金」を設置した。